

指名除外措置の公表調書

令和7年7月1日
東広島市 総務部 契約課

措置要件		独占禁止法違反行為
措置対象者	商号又は名称	新明和工業株式会社
	住所又は所在地	兵庫県宝塚市新明和町1番1号
	代表者職氏名	代表取締役 五十川 龍之
	建設業許可 番 号 等	
指名除外期間		令和7年7月1日から 令和7年8月31日まで
措置理由	事実の概要	特定エレベーター方式P S設置工事について、供給価格の低落防止を図るため、供給予定者を決定すること、及び供給予定者以外の者は、供給予定者が受注できるように協力することを合意していた。これにより、特定エレベーター方式P S設置工事における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第2条第1項に掲げる別表15（1）
備考		